

清瀬市在宅要介護者の受入体制整備事業

介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患したことにより、日常生活に支障を来すと判断された障害者にヘルパーの派遣を行います。支援内容は、安否確認や買い物などの接触の少ないサービスになります。

※介護者以外に介護を行う家族などがおらず、介護なしでは日常生活の継続が困難であると判断さ

れた障害者で、PCR検査等により陰性の診断を受けた方(期)1月1日(金)から3月31日(水)まで(甲)対象者の家族などが事前相談のうえ、障害福祉課庶務係 ☎042-497-2072へ

※費用は無料ですが、実費負担が発生する場合があります。
※支援内容などにより、サービスが提供できない場合があります。

消費生活講座⑥

終活講座④ 高齢者施設の基本知識

公的・民間施設の違いと選ぶ時のチェックポイント

近年「特別養護老人ホーム」、「有料老人ホーム」、「ケアハウス」、「サービス付き高齢者住宅」など、高齢者向けの住宅(施設)は多様化しています。

多様な施設が供給され、選択肢が増える半面、違いが分かりにくいといった課題が生じているほか、入居時の説明不足による入居(入所)後のトラブルも発生しています。

現場を熟知した介護コンサルタントの中村寿美子さんに、高齢者

施設の違いと選ぶ時のチェックポイントをわかりやすくお話していただきます。先着20人。

☎2月9日(火)午後2時～4時(場)消費生活センター(調)介護コンサルタント 中村寿美子氏(甲)1月5日からの平日午前9時～午後5時に電話で消費生活センター ☎042-495-6211へ

※保育あり(6か月～未就学児。先着3人。1月5日から電話で上記へ申し込み)。

催し・イベント

2021年 スーパードッジボール交流会

新型コロナウイルス感染症対策として、規模を縮小して小学6年生のみを対象に交流会として開催します。なお、密を避けるため、開会式などは行いません。また、練習会も

行いませんのでご了承ください。
※市内在住・在学の小学6年生(日)3月6日(土)午前9時～午後4時ごろ
場市民体育館(甲)1月14日～28日に生涯学習スポーツ課・各地域市民センター・児童センターで配布する所定の申込用紙(市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入し、生涯学習スポーツ課生涯スポーツ係 ☎042-495-7001へ



ひとり親世帯臨時特別給付金の申請受付期間を延長

令和2年8月3日から申請受付を開始しているひとり親世帯臨時特別給付金の申請受付期間を延長します。

児童扶養手当の支給要件に該当する方で、ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付・追加給付)の

申請をまだ行っていない方は、お早めにご申請ください。

【変更後の申請期限】2月26日(金)(必着) (調)子育て支援課助成係 ☎042-497-2088

※支給対象者など、詳しくはホームページをご確認ください。

市内中小事業者向け「よろず相談会」を延長

市内中小事業者向けに中小企業診断士、社会保険労務士などが相談に応じる「よろず相談会」を3月9日(火)まで延長します。

【相談内容】雇用調整助成金等、新型コロナウイルス感染症に関する

経営相談(日)3月9日までの祝日を除く毎週火曜日午前10時～午後4時(正午～1時を除く、1時間制)(場)清瀬商工会館(松山二丁目)(調)各相談日の前日までに清瀬商工会 ☎042-491-6648へ

所得税などの確定申告は東村山税務署へ!

●申告書作成会場開設は2月16日(火)から

所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書作成会場を、2月16日(火)から3月15日(月)までの午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)に開設します。

混雑回避のため、入場整理券を配付します。配付状況によっては、早めに受け付けを締め切ることがあります。

◆入場整理券

入場整理券の入手方法は次のとおりです。

①当日東村山税務署で入手②事前にLINEアプリで日時指定の入場整理券を入手(国税庁LINE公式アカウントを友だち追加して手続き。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください)

◆日曜開庁日

2月21日(日)・28日(日)は確定申告相談及び申告書の提出を受け付けます。

◆納税について

【納税期限】所得税及び復興特別所得税=3月15日(月)、消費税及び地方消費税=3月31日(水)、贈与税=3月15日(月)

便利な振り替え納税をご利用ください

【振り替え納付日】所得税及び復興特別所得税=4月19日(月)、消費税及び地方消費税(個人事業者)=4月23日(金)

場いずれも東村山税務署(東村山市本町一丁目)

※1月20日(水)から駐車場が使用できないため、公共交通機関をご利用ください。

※マスクの着用、少人数での来署、手指の消毒、検温にご協力ください。

●国税庁ホームページからパソコンやスマートフォンで申告書を作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末などで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダー(マイナンバーカード対応のスマートフォンも可)を利用するマイナンバーカード方式や、事前に税務署で発行するID・パスワードを使用するID・パスワード方式で電子申告(e-Tax)ができます。また、プリンタで印刷して郵送などにより税務署に提出することができます。

問申告及び納付に関しては東村山税務署 ☎042-394-6811、「確定申告書等作成コーナー」の操作に関してはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

※ID・パスワード方式は事前に税務署でIDとパスワードを発行する必要があります。運転免許証などの身元確認書類を持参し、お近くの税務署でお手続きください。



国税庁ホームページ

●医療費控除を受ける際は「医療費控除の明細書」の添付を

平成29年分の確定申告から医療費控除を受ける際に、「医療費控除の明細書」の添付が必須になりました。医療費の領収書の提出は不要ですが、自宅で5年間保存し税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

◆医療費控除の明細書に記載すること

①医療を受けた人②病院・薬局ごとに合計した医療費

※国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで医療費控除の明細書を作成できます。

●申告書にはマイナンバーの記載が必要です

申告書を税務署へ提出する際は、その都度「マイナンバーの記載」と「本人確認書類(番号確認書類と身元確認書類)」の提示または写しの添付が必要となります。

税務署窓口での提出の際は、「マイナンバーカード」または「番号確認書類と身元確認書類」の準備をお願いします。なお、郵送で申告書を提出する場合は、「マイナンバーカード」の両面または「番号確認書類と身元確認書類」の表面の写しを添付してください。

・番号確認書類：通知カード、マイナンバー記載のある住民票の写しなど

・身元確認書類：運転免許証、パスポート、障害者手帳、公的医療保険の被保険者証など

問合せ先 東村山税務署 ☎042-394-6811

東京税理士会東村山支部による無料申告相談

税理士による無料申告相談と申告書の作成を行います。

混雑回避のため、入場整理券を配付します。配付状況によっては、早めに受け付けを締め切ることがあります(入場整理券の配付はアミューホールで各日午前9時30分から開始。各日120枚配付予定)。

※小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税(所得金額が高額な場合や譲渡所得があるなど相談内容が複雑な場合、申告書などの提出のみの場合は税務署へ) (日)2月2日(火)～4日(木)午前9時30分～午後3時30分(場)アミューホール(給)給与・年金の源泉徴収票、生命保険料控除証明書などの申告用提出書類、マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類、筆記用具・計算機・印鑑など(問)東村山税務署 ☎042-394-6811、課税課市民税係 ☎042-497-2040

※マスクの着用、少人数での来場、手指の消毒、検温にご協力ください。また、車での来場はご遠慮ください。